

大正大学社会福祉学会会則

第1条（名称）本会は、大正大学社会福祉学会と称す。

第2条（事務局）本会の事務局は、大正大学人間学部社会福祉学科
（〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1 大正大学内）におく。

第3条（目的）本会は、会員の協力をもって、社会福祉に関する研究を推進する。

第4条（事業）本会は、目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 研究大会、講演会の開催
2. 機関紙の発行
3. その他、その他評議員が適当と定めた事項

第5条（会員）本会は、下記の会員をもって組織する。

1. 正会員：下記の資格を有するもので本会の趣旨に賛同して入会を希望するもの

- ①鴨台社会事業研究会会員
- ②旧制大正大学社会事業研究会会員
- ③大正大学社会事業専攻の卒業生
- ④大正大学社会福祉学専攻の卒業生
- ⑤大正大学アーバン福祉学科の卒業生
- ⑥大正大学大学院社会福祉学専攻の修了生
- ⑦大正大学で社会福祉学を学んだもの

2. 教職会員：大正大学社会福祉学専攻教職員ならびに元教職員

3. 学生会員：①大正大学社会福祉学科の学生

4. 院生会員：①大正大学社会福祉学専攻修士課程在籍者
②大正大学社会福祉学専攻博士課程在籍者

5. 賛助会員：本会の主旨に賛同して入会を希望するもの

第6条（入退会の手続き）会員の入会及び大会の手続きについては、評議員の定めるところによる。

第7条（会費）会員は、総会の定めた会費を納入する。

第8条 会員は、研究大会、講演会への参加及び機関誌の配布を受けることができる。

第9条（機関）本会の事業を行うため、下記の役員をおく。

1. 役員は、総会において、会員中より選出する
 - ①名誉会長1名：長年本会に功績があったものを名誉会長とする
 - ②会長1名：本会を代表して会務を統轄する
 - ③副会長2名：会長を補佐する
 - ④評議員 若干名：評議員会を構成し、会長の諮問に応じ本会の運営に必要な職務を行う。評議員の互選で評議員長をおく。
 - ⑤会計監事2名
 - ⑥顧問 若干名

第10条（総会）総会は毎年一回これを開催する。

第11条（経費）本会の経費は、会費その他をもってこれにあたる。

第12条（会計年度、会計監査）

1. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 会計監事は、毎年本会の会計を監査してこれを総会に報告し、その承認を受けなければならない。

附 則 本会則は平成11年11月27日から施行する。

附 則 本会則は平成17年2月12日から施行する。

附 則 本会則は平成22年2月7日から施行する。

附 則 本会則は平成29年2月15日から施行する。